

別表(第8条、第9条関係)

墓地及び火葬場の敷地を有する区域及び規模	緑地面積の割合
市街化調整区域(都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項に規定する市街化調整区域(以下「市街化調整区域」という。)をいう。)における面積が10,000㎡以上であるもの	墓地にあつては、墓地の敷地面積の100分の35(工事着手前の敷地の2分の1以上が樹木の樹冠で被われている場合は、墓地の敷地面積の100分の40)
	火葬場にあつては、火葬場の敷地面積の100分の25(工事着手前の敷地の2分の1以上が樹木の樹冠で被われている場合は、火葬場の敷地面積の100分の30)
市街化区域にあるもの、又は市街化調整区域における面積が10,000㎡未満であるもの	墓地にあつては、墓地の敷地面積の100分の15
	火葬場にあつては、火葬場の敷地面積の100分の20

備考 緑地面積とは、樹木の樹冠又は芝で被われている土地及び緑地とするため植樹等を計画している土地の面積とする。ただし、芝のみで被われた土地にあつては、当該土地の面積の100分の20を緑地面積とする。